

# SOCIALMEDIA GUIDELINE

## ソーシャルメディア ガイドライン

### 目的

ソーシャルメディアは今や、個人、法人を問わず有効な情報伝達手段である一方で、発信した情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、あるいは意図せずして特定または不特定の人たちの感情を害した場合には、法人の活動に対して想定しない影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクを事前に回避するために職員等が留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

### 適用対象

このガイドラインは、当法人の正規職員、有期雇用契約職員、非常勤職員、アルバイト職員、嘱託職員、派遣職員がソーシャルメディアを個人利用する場合を想定しています。

### ソーシャルメディアの定義

インターネットを利用して誰もが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。ソーシャルメディアの例としては

- Social Networking Service (Facebook、LINE、mixi 等)
- 動画共有サイト (YouTube、ニコニコ動画等)
- Weblog (アメーバブログ、はてなダイアリー等)
- 短文投稿サイト (Twitter 等)
- 掲示板 (2ちゃんねる等)

等が挙げられます。

### ソーシャルメディアを利用する場合のルール

当法人の職員がソーシャルメディアを利用する場合には次の事項を遵守しなければなりません。

- ソーシャルメディアを利用して情報発信する場合には、当法人の職員であることの自覚と責任を持たなければなりません。
- ソーシャルメディアを通じて情報発信をする場合には、法令、法人内部規定、ルールを遵守しなければなりません。
- 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意してください。
- 個人情報の漏洩やプライバシーの侵害に十分に注意してください。個人情報（ご利用者、ご家族の情報など）、その他重要情報、秘密情報、機密情報、極微情報は、法人が認めた場合を除き公開してはいけません。
- 一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことを自覚しましょう。
- 発信する情報は正確に記述し、その内容について誤解を招かぬよう心掛けてください。
- 自らが発信した情報により意図せずして他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。
- アカウントの乗っ取り等を防止するため、ログイン名およびパスワードの管理を適切におこないます。
- SNS等による投稿等により、法人の信用を毀損又は法人に損害を与えたときは就業規則に基づき、処罰対象になる場合があります。

## 当法人関係者である事を明記する場合のルール

当法人の職員が個人で利用するソーシャルメディアの情報に当法人関係者である事を情報発信する場合には次の事項を遵守しなければなりません。

- 業務に支障がない範囲で、部署、役職、職種等の正しい情報発信をおこないます。
- 発信する情報は当法人の正式な発言や見解、回答でないことを明記しましょう。
- 法人に関する情報を発信した場合は、たとえ自らは直接職務上関わらない事項であっても、読み手側は職員等による発信だと認識してしまう可能性があります。その記述が不正確な場合には誤解される可能性があることを十分留意する必要があります。

## 法人の公式アカウントに携わる時のルール

当法人の公式アカウントに携わる際は、次の事項に注意してください。

- 法人アカウントでの情報発信はフラワー園の公式見解となる点に注意し、法人を代表して発言することの影響を自覚してください。
- 伝聞や推測に頼らず正確な情報発信をし、誤解を招くような不正確な発言は避けて下さい。不確かなことは関係者に確認し、情報源を把握してください。少しでも疑問があれば発言を行わないでください。
- お客様の発言等へのフィードバックを行う場合には、迅速かつ真摯に対応し、タイムリーなコミュニケーションを心がけてください。
- インターネット上の会話は時に即時性が高いため、公式にフラワー園を代表して発言する場合には、会話の記録（ログ）を取ることが重要です。
- 特定の企業・商品・サービス・人物を評価する際は、その評価によって、相手先に不利益が生じないように配慮してください。
- 第三者のコンテンツを使用する場合は、必ず投稿の中で権利所有者を明記するとともに、コンテンツの利用許可を得ていることを確認しなければなりません。
- 情報が一度インターネットで公開されると、後でそれを削除しても、記録として恒久的に残る可能性があります。文字制限などの環境による制限を理由に、自分の主義・主張を文脈も合わせて正しく伝えられない場合には、それらを正しく表現した記載のある場所へのリンクを張るなどして対応するようにしてください。

以上

2019年5月1日

社会福祉法人フラワー園

これらの内容は、法人内外の状況に応じて予告なく変更される場合があります。